附属書一（第二章関係）　第十五条に関する表
附属書二（第二章関係）　原産地規則
附属書三（第六章関係）　留保に係る表
附属書四（第六章関係）　サービスの国内規制に関する規律
附属書五（第六章関係）　サービス提供者の資格の承認
附属書六（第六章関係）　金融サービス
附属書七（第六章関係）　電気通信サービス
附属書八（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束
附属書九（第九章関係）　留保に係る表
附属書十（第十一章関係）　地理的表示

前文

日本国及びスイス連邦（以下「スイス」といい、日本国及びスイスを「両締約国」という。）は、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる、活力に満ち、かつ、急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の多年にわたる友好関係及びきずなを意識し、また、この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

国際法上の義務（国際連合憲章に規定されるものを含む。）及び世界人権宣言の原則に従った、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由についての両締約国の約束を再確認し、

両締約国間の二国間関係が貿易の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められるであろうことを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすであろうことを確信し、

経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めるであろうことを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

貿易に対する不必要な障害をもたらすことなく国際貿易の安全を確保すること及びその分野における両締約国間の協力を更に深めることの重要性を認識し、

この協定を実施するに当たり、環境を保全し、及び保護するよう努め、持続可能な開発の目的に従って天然資源を最も適当な形で利用することを促進し、並びに気候変動の課題に十分に対処することを決意し、

この協定が様々な経済分野における両締約国間の協力の更なる活性化の基礎を築くことを信じ、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a)　両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b)　両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

(c)　各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(d)　知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。

(e)　両締約国の供給者が両締約国における政府調達に参加する機会を増大させること。

(f)　この協定の実施及び紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、適用可能な限り、両締約国の領域に適用する。

第三条　一般的定義

この協定の適用上、

(a)　締約国の「区域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのものをいう。

(ii)　スイスについては、スイスの領域をいう。

(b)　締約国の「関税地域」とは、当該締約国の関税法令が施行されている領域をいう。スイスの関税地域は、千九百二十三年三月二十九日のスイス連邦とリヒテンシュタイン公国との間の関税同盟条約が有効である限り、リヒテンシュタイン公国の領域を含む。

(c)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、実施されるものをいう。

(f)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(g)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第四条　透明性

1　各締約国は、一般に適用される自国の法令、行政上の手続、司法上の決定及び行政上の決定並びに自国が締結している国際協定であって、この協定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを、速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、公衆からの要請があった場合には、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公衆が入手できるよう確保するために最善の努力を払う。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、この協定の運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、当該法令又は行政上の手続が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と、当該法令又は行政上の手続の導入又は変更が効力を生ずる時との間に、適当な期間を置くよう努める。